

分収林事業請負作業の入札参加者の資格規定

施行 平成 19年9月11日

分収林事業請負作業実施要綱第6条第2号に規定する林業公社の分収林事業請負作業入札参加者の資格規定により申請し、認定されたものとは、次の要領による入札参加資格申請書を提出し、適当と認められた者とする。

1. 適用作業

分収林事業請負作業実施要綱第2条に規定する作業

2. 申請の期間

随時受付を行う。

3. 申請方法入札に参加を希望する者は、林業公社所定の「入札参加資格申請書」（様式第30号）を提出する。

4. 申請書の添付書類

- (1) 登記簿謄本（法人の場合）
- (2) 身元証明書（個人の場合）
- (3) 納税証明書
- (4) 専門技術者証明書
- (5) 森林整備業務に関する実績書

5. 専門技術者に関すること

専門技術者は次の（1）号に加え、森林整備の場合は（2）、素材生産を伴うものは（3）の要件を満たすこと。

- (1) 森林整備作業に従事し、林業の知識及び技術を有していると認められる者であって、森林整備部門の職務に従事した期間が3年以上の者。
- (2) 刈払機取扱者安全衛生教育を受講し修了書の交付を受けた者。
- (3) 伐木等業務に係る特別教育（伐木等業務に係る安全衛生教育）を受講し修了書の交付を受けた者。

（注）（2）号及び（3）号の受講修了書の交付については申請後取得を認める。

この場合入札への参加は取得後となる。

6. 森林整備業務実績に関すること

同種業務の実績は次の(1)号から(4)号の内一以上の要件を満たすこと。

- (1) 過去3年間に林業公社発注の分収林事業及び林産事業を委託または請負で実施したこと。
- (2) 過去3年間に長崎県発注の森林整備及び森林土木工事を委託または請負で実施したこと。
- (3) 過去3年間に森林管理署の森林整備及び森林土木工事を委託または請負で実施したこと。
- (4) 過去3年間に森林組合及び民間発注の森林整備及び林産事業を委託又は請負で実施したこと。

7. 実務経験に関する講習の受講第5-(1)号の専門技術者の職務に従事した期間につ

いて定められた要件を満たしていない者は、林業公社が実施する講習を受講し、修了書の交付を受けることによりその要件を有するものと同等以上の能力を有すると認める。

8. 適当と認められない者

次の(1)から(2)までの一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としな

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

9. 適当と認められないことがある者。

次の(1)から(4)までの一に該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む)を、その事実があった後5年間有資格者としな

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(3) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

(4) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

10. 入札参加者の審査入札に参加できる者の資格審査は、林業公社指名競争入札参加資格者審査委員会において決定する。

なお、資格審査委員会規則は別に定める。

11. 審査結果の通知

資格認定通知書（様式第3号）により通知（郵送）する。

12. 資格の有効期間及び更新手続き

(1) 入札参加資格の有効期間は原則3年とし、3年以内に到来する5月末日までとする。

(2) 更新は有効期間終了前2ヶ月から受け付ける。

附則

1 この規定は、平成19年9月11日から施行する。

2 この規定は、平成20年1月15日から施行する。

3 この規定は、令和3年11月10日から施行する。